

昭和63年6月1日

「大学入試改革について（大学入試改革協議会報告）」
に関する検討結果

国立大学協会会长

森 亘 殿

国立大学協会
入試改善特別委員会

国立大学協会
入試改善特別委員会
委員長 熊谷信昭

「大学入試改革について（大学入試改革協議会報告）」
について（報告）

昭和63年2月18日開催の臨時総会において、本委員会に検討の依頼がありました
標記の件について、別紙のとおり検討結果をまとめましたので、報告いたします。

国立大学は、慎重な検討と周到な準備のもとに、昭和54年度から共通第1次学力試験を実施し、この共通第1次学力試験と各大学ごとの第2次試験および高等学校調査書等との総合判定によって入学者の選抜を行ってきた。これは、大学の行う入学者選抜試験が高等学校等の教育に与える影響の大きなことをも考慮し、高等学校における一般的・基礎的な学習達成度と個々の大学・学部が要求する能力・適性とを、ともに評価するものとして実施してきたものである。このうち、各大学が行う第2次試験については、共通第1次学力試験の導入と同時に、それまでⅠ期・Ⅱ期に分かれて実施されていた試験実施期が一元化され、国立大学への受験機会が一回に制限されたが、その後、国立大学協会における検討結果にもとづき、高等学校協会等からの要望にも応えて、昭和62年度から「受験機会の複数制」を実施し、さらに、昭和64年度には「分離・分割方式」の導入をはかるなど、改善の努力を重ねてきた。また、共通第1次学力試験についても、つねに良問の作成に最大限の努力を傾注するとともに、受験すべき教科・科目数の弾力化をはかるなど、種々の改善を行ってきた。

すなわち、国立大学は、共通第1次学力試験の発足以来、これと各大学が行う第2次試験とを一体のものとしてとらえ、入学試験制度の改善に不断の努力を続けてきたのである。

この間、文部省は臨時教育審議会の答申を受けて大学入試改革協議会を設置し、いわゆる「新テスト」構想の具体化に着手するとともに、国立大学協会にもその検討を求めてきた。

国立大学協会は、いわゆる「新テスト」を共通第1次学力試験の改善の延長上にあるものとして受けとめる方向で検討を進めることを決定した。

大学入試改革協議会は、昭和63年2月15日に、このいわゆる「新テスト」についての最終報告をまとめ、同日付けで文部省から各国立大学長および国立大学協会会长宛にその検討方が依頼された。

国立大学協会では、昭和63年2月18日開催の臨時総会において、この「新テスト」についての検討を入試改善特別委員会と第2常置委員会とに依頼した。

入試改善特別委員会は、従来から、国立大学の入学者選抜方式を検討するにあたっては、少なくとも次の二つの視点から十分の考慮を払うことが必要であると考えてきた。

一つは、各大学がそれぞれの大学・学部の目的・理念に応じた入学者選抜を行い、大学教育の水準を維持・向上させうるものであること、いま一つは、高等学校等の教育に与える歪みを可能な限り是正しうるものであること、である。

入試改善特別委員会では、今回のいわゆる「新テスト」についても、上述のような基本的視点のもとに種々論議を重ねるとともに、全国立大学に対し「大学入試改革協議会報告」に関する希望・意見等を求めた。それらの結果得られた具体的な内容については、別添資料「「新テスト」についての要望事項」にまとめてあるが、その主要な事項を集約すると、次のとおりである。

- (1) 「新テスト」が、内容・理念とも、基本的に共通第1次学力試験の改善の延長上にあること
- (2) 「新テスト」の内容およびその実施、運用について、各大学の意見・希望等が十分に反映されるような体制がつくられること
- (3) 「新テスト」の試験場設定基準について、慎重に検討すること
- (4) 「新テスト」の具体的な内容と利活用のあり方について、一層慎重に検討すること
- (5) 「新テスト」の実施期日については、なお慎重に検討を続けること

入試改善特別委員会としては、上記の諸項目について十分な考慮がはらわれるという期待のもとに、「新テスト」が共通第1次学力試験の改善の延長上にあるものと理解し、各国立大学がこの「新テスト」とそれぞれの大学独自の理念や創意にもとづく第2次試験との適当な組合せによって入学者選抜を行い、一層の入試改善に努力されることを望むものである。

〔参考資料〕

- (1) 「「大学入試改革協議会中間まとめ」に対する見解」
昭和61年6月12日国立大学協会入試改善特別委員会（第78回国立大学協会総会報告承認）
- (2) 「共通第1次学力試験のあり方をめぐって」
昭和61年11月6日国立大学協会入試改善特別委員会（第79回国立大学協会総会資料）
- (3) 「「新テスト」について」
昭和61年11月12日国立大学協会入試改善特別委員会（第79回国立大学協会総会報告承認）

「新テスト」についての要望事項

国立大学協会
入試改善特別委員会

I. 実施体制

- 「新テスト」の実施については、次のような体制が必要であると考える。
- 国立大学協会、公立大学協会、私立大学団体連合会のそれぞれの代表者によって「大学入試協議会」（仮称）を組織し、この協議会が各大学の意見の集約調整等をはかり、「新テスト」の実施母体となる。
 - この「大学入試協議会」の中に、各年度における実施の内容・方法等を検討する専門委員会と、将来にわたって「新テスト」の改善を検討する専門委員会をそれぞれ設置する。

II. 試験場設定

国・公・私立大学の参加が予定されている「新テスト」は、地域によって大学の実施体制と志願者数に甚だしい不均衡を生ずるおそれがあるので、試験場設定基準については、都道府県単位の枠をはずし、地域的条件や、志願者の分布に適切に対応する新しい基準を設定する必要がある。

III. 実施期日

「新テスト」の実施期日については、諸般の事情を考慮しながら、なお慎重に検討を続けることが望ましい。

IV. 「新テスト」の内容等

(1) 水 準

「新テスト」の試行に先立ち、昭和65年度における「新テスト」の利用の有無を判断せざるを得ない状況から見て、少なくとも、昭和65年度の「新テスト」は、現行の「共通第1次学力試験」と同様の程度・内容とすべきである。

(2) 出題教科・科目及び時間割

- 理科の科目配分について、再検討を要望する。
- 国語、外国語の試験時間を100分にすることの検討を要望する。
- 社会については、2科目の選択ができるよう、検討を要望する。

(3) 将来における改善

昭和66年度以降において、例えば、水準の変更や、適性検査等目的の異なるものを導入する場合には、あらかじめ適切な方法によって、その内容を示すべきである。

V. 国立大学における利活用

利活用の自由は基本的に尊重される必要があるが、その運用いかんによっては弊害や不都合も生じうる。例えば、

- 「特定の教科・科目のみの利活用」において「特定の教科・科目のみ利用することが考えられる。」としていることは、複数の大学を受験する受験生の立場からみて、各大学の利用の方法によっては、受験可能な大学が制限される。
- 「教科・科目内の特定の分野のみの利活用」において「特定教科・科目の特定分野のみの結果を利用することが考えられる。」としていることは、特定の分野からの出題を強要することになるが、教科・科目によっては、そのような出題が常に可能であるとは限らない。

また、「数学B」における「数学Ⅱ」、「工業数理」において、特定の分野を指定すると、受験可能な大学が制限される。

○「成績の多様な利活用」において「高得点を得た設問結果のみを利用することも考えられる。」としていることは、各教科・科目内の極めて特定の分野のみの学習を推奨することになり、高等学校教育に与える影響が懸念される。

以上の諸点にかんがみ、上記のような問題点をも考慮しつつ、選択科目の指定の是非やそれに伴う諸問題、職業課程出身者に対する措置等を含め、具体的な利活用のあり方については、今後さらに検討を続けていく必要があると考える。

VII. 短期大学における利用

「新テスト」の趣旨からみて、このテストの利用を4年制大学に限定する特別な理由はないと思われる所以、将来、短期大学にもその利用の道を開くことを検討すべきであると考える。なお、既に国立大学に併設されている多くの医療技術短期大学部等から利用の希望が出されている。